

## 千葉県沿岸の重要水産資源に係る資源評価基準

千葉県資源評価検討会議が実施する千葉県沿岸の重要水産資源に係る資源評価基準について、以下のとおり定める。

なお、資源評価基準は、資源状態、漁獲対象としての重要性及び資源評価情報等の状況変化に的確に対応して見直すこととする。

### 1 資源評価の対象とする水産資源の選定

資源評価の対象とする水産資源は、本県沿岸に分布し、本県沿岸漁業が漁獲対象とする主要な水産資源のうち、次の要件を勘案して選定する。

- (1) 本県沿岸漁業の重要資源であること。
- (2) 既に資源管理協定や自主的な管理を含む資源管理の対象となるなど、資源管理の必要性が認識されていること。
- (3) 栽培漁業対象種や増殖場造成など、資源造成に係る取組が行われていること。
- (4) 資源評価に必要な漁獲統計情報及び生態的知見等があること。
- (5) 国際資源及び国の資源評価対象のうち、回遊性の高い魚種は除く。

### 2 資源評価項目及び内容

資源評価対象資源の漁業及び資源生態等に関する情報を収集・解析して資源状況を評価・診断し、管理方策を提示する。

- (1) 漁業情報 : 漁期・漁場、漁獲量、努力量（着業数、操業の数・日・時間など）、漁獲物組成（体長、年齢など）を収集・解析する。
- (2) 資源情報 : ①基本情報として、生態（分布・回遊、成熟・産卵、成長、食性など）及び資源量指標値（漁獲量、CPUE、資源量など）を収集・解析する。  
②加入量指標（稚仔加入調査など）等の情報、基本情報の内容に応じた漁獲割合、加入当り漁獲量及び再生産関係等について、解析の高度化に努める。
- (3) 資源水準 : ①基本的に過去20年以上の資源量指標値の推移から魚種ごとに使用できる情報により資源評価可能な最新年の資源水準を3段階（高位、中位、低位）で示す。  
②資源量指標値は、漁獲量、CPUE、資源量等とし、資源評価の精度確保のために、指標値の取得期間及び指標性を勘案して選択する。  
③3段階の資源水準の区分方法は、資源量指標値の長期変動特性に応じて魚種ごとに定める。
- (4) 資源動向 : ①過去5カ年の資源水準から動向を4段階（増加、横ばい、減少、不明）で示す。  
②動向は、原則として資源指標値の対象期間の変化を回帰直線の傾

きで判断する。

③将来予測に関する知見を有する魚種については、その動向見通しも併せて示す。

(5) 管理方策 : 漁獲実態、資源評価及び資源診断の結果など科学的知見に基づき、より効果的な資源管理に向けて資源管理方策を提示する。

### 3 評価時期と結果の公表

(1) 評価時期 : 対象魚種の選定及び各魚種の資源評価はそれぞれ年1回行うこととし、実施時期は、魚種ごとの漁期及び資源評価情報の取得に対応して実施する。

(2) 公表方法 : 評価結果を資源評価票として取りまとめて、県関係ホームページで公表するとともに資源管理関係会議に報告する。

## 資源評価基準の詳細について

### (1) 評価基準

- ①評価指標 資源量、CPUE、漁獲量の順に用いる。
- ②資源水準は、4分位により評価し、第1分位数以下を「低位」、第1分位数から第3分位数までを「中位」、第3分位数以上を「高位」とする。
- ③資源動向は、最近5年間の評価指標の近似式から、年間5%以上の増加を「増加」、5%以上の減少を「減少」、5%未満の増加又は5%未満の減少を「横ばい」、動向の判断ができない場合は「不明」とする。

なお、漁獲が低迷する魚種については、資源評価の指標値の振れ幅が大きく、増加傾向になりやすいことなどから、計算上で「増加」となった場合においても、判断が難しい場合は「不明」を用いることとし、加えて説明を記載する。

### (2) 資源水準のマーク

高位 ◎  
中位 ○  
低位 △

### (3) 資源動向のマーク

増加 ↗  
横ばい →  
減少 ↘  
不明 —